

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開平10-59350

(43) 公開日 平成10年(1998) 3月3日

(51) Int.Cl. <sup>6</sup>	識別記号	庁内整理番号	F I	技術表示箇所
B 6 5 D	5/30		B 6 5 D	B
	5/42		5/42	G

審査請求 未請求 請求項の数 8 F D (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願平8-233586

(22) 出願日 平成8年(1996) 8月14日

(71) 出願人 000129493

株式会社クラウン・パッケージ  
愛知県小牧市大字小針字政所77番地

(71) 出願人 595097612

株式会社サンエコー  
埼玉県幸手市平須賀2丁目489番地

(72) 発明者 大野 泰之

愛知県小牧市大字小針字政所77番地 株式  
会社クラウン・パッケージ内

(72) 発明者 小田 義光

埼玉県幸手市平須賀2丁目489番地 株式  
会社サンエコー内

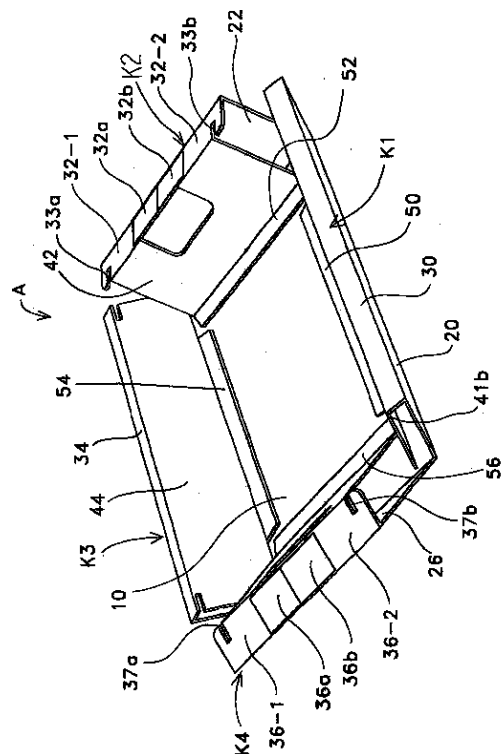
(74) 代理人 弁理士 長屋 文雄 (外1名)

(54) 【発明の名称】 収納箱

(57) 【要約】

【課題】 強度が強くて耐久力があり、緩衝効果の高く、さらには、箱体の保管や運搬に大きなスペースを必要としない収納箱を提供する。

【解決手段】 収納箱Aは、底面板部10と壁部K1~K4とを有し、壁部K1~K4を平面状態とすることにより収納箱A全体を平面状にすることができ、この状態で収納箱Aを保管、運搬する。物品を収納する場合には、壁部K1~K4を起立させて切込み33a、45a等を係合させて組立て状態とする。垂下片32a、32b、36a、36bは下方に折り曲げて凹部を形成して収納された物品を取り出しやすくする。



## 【特許請求の範囲】

【請求項 1】 被収納物を収納する収納箱であって、底面部と、底面部の外周に設けられた複数の壁部で、該底面部の端部から折れ線を介して連設された板状の外側部と、該外側板から折れ線を介して連設された板状の上面部と、該上面部から折れ線を介して連設され、端部が底面部に固定された板状の内側部とが設けられた壁部と、を有し、上記外側部と内側部とが立設状態の場合に、隣接する壁部同士を係止可能で、また、壁部における外側部と内側部と上面部とが底面部と同一方向となるように折畳み可能であることを特徴とする収納箱。

【請求項 2】 被収納物を収納する収納箱であって、略四角形状の底面部と、該底面部の外周の各辺に沿って設けられた壁部で、該底面部の端部から折れ線を介して連設された板状の外側部と、該外側板から折れ線を介して連設された板状の上面部と、該上面部から折れ線を介して連設され、端部が底面部に固定された板状の内側部とが設けられた壁部と、を有し、上記外側部と内側部とが立設状態の場合に、隣接する壁部同士を係止可能で、また、壁部における外側部と内側部と上面部とが底面部と同一方向となるように折畳み可能であることを特徴とする収納箱。

【請求項 3】 被収納物を収納する収納箱であって、略四角形状の板状の底面部と、該底面部の各辺から折れ線を介して連設された壁部と、を有し、該壁部が、該底面部の辺から折れ線を介して連設された板状の外側部と、該外側部の底面部が連設された辺と相対する辺から折れ線を介して連設された板状の上面部と、該上面部の外側部が連設された辺と相対する辺から折れ線を介して連設された板状の内側部と、を有し、少なくとも相対する一対の壁部において、内側部の上面部が連設された辺と相対する辺から折れ線を介して連設された板状の糊代部が設けられ、該糊代部が底面部に接着されていることを特徴とする収納箱。

【請求項 4】 底面部を介して相対する一対の壁部において、内側部の上端の両側に切込みが形成され、また、他の相対する一対の壁部において、上面部の両側に切込みが形成されていることを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載の収納箱。

【請求項 5】 底面部を介して相対する一対の壁部において、内側部における上端の両側に切込みが形成され、また、他の相対する壁部においては、内側板の幅が上面部の両端部間の距離よりも小さく形成され、上面部の内側部の端部から突出した一対の領域に切込みが形成されていることを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載の収納

箱。

【請求項 6】 上面部の一部が切込みと折れ線によって下方に折曲可能とすることにより内側部と外側部間に凹部が形成され、さらに、該凹部形成位置における内側部に切欠きが形成されていることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれかに記載の収納箱。

【請求項 7】 内側部と外側部間に該内側部と外側部間を連絡する連絡板部が設けられていることを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれかに記載の収納箱。

10 【請求項 8】 外側部と同一平面に位置する領域を切込みと折れ線によって、該内側部と外側部間を連絡する連絡板部と、該連絡板部から折れ線を介して連設される糊代部とが設けられることを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれかに記載の収納箱。

## 【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、収納箱に関するものであり、特に、段ボール紙で形成した箱体に関するものである。

20 【0002】

【従来技術】従来より段ボール材を使用した箱体としては種々のものが開発、使用されている。そして、従来の段ボール材を使用した箱体において、箱体上面から凹部状の収納空間を設けて、該凹部状の収納空間に品物を収納できるようにしたものがある。この凹部状の収納空間を設けた箱体としては、例えば、上面に開口部を設け、該開口部に別途段ボール材で形成された器状の収納部を固着させる方法等が取られている。

【0003】

30 【発明が解決しようとする課題】しかし、上記従来の箱体においては、箱体の強度が大きくなり、特に、重量の重い品物を収納するには適当ではないという問題があった。よって、パソコン等の精密機械を収納することができない。また、従来の箱体は、物品を収納しない状態でも立体形状を呈し、箱体のみの保管、運搬においても大きなスペースを要するという問題があった。そこで、本発明は、強度が強くて耐久力があり、緩衝効果が高く、さらには、箱体の保管や運搬に大きなスペースを必要としない収納箱を提供することを目的とするものである。

40 【0004】

【課題を解決するための手段】本発明は上記問題点を解決するために創作されたものであって、第 1 には、被収納物を収納する収納箱であって、底面部と、底面部の外周に設けられた複数の壁部で、該底面部の端部から折れ線を介して連設された板状の外側部と、該外側板から折れ線を介して連設された板状の上面部と、該上面部から折れ線を介して連設され、端部が底面部に固定された板状の内側部とが設けられた壁部と、を有し、上記外側部と内側部とが立設状態の場合に、隣接する壁部同士を係止可能で、また、壁部における外側部と内側部と上面部

とが底面部と同一方向となるように折畳み可能であることを特徴とする。この第1の構成の収納箱においては、外側部と内側部と上面部とが底面部と同一方向となるように折畳み可能であるので、収納箱を全体的に平面状にすることができ、少ないスペースで保管や運搬をすることができる。また、収納箱に物品を収納する場合には、壁部を立設させて隣接する壁部同士を係止して組み立てる。そして、壁部と底面部とで囲まれた収納スペースに物品を収納する。この収納箱は壁部が外側部と内側部とで二重に形成されるので、優れた緩衝効果を得ることができる。

【0005】また、第2には、被収納物を収納する収納箱であって、略四角形状の底面部と、該底面部の外周の各辺に沿って設けられた壁部で、該底面部の端部から折れ線を介して連設された板状の外側部と、該外側部から折れ線を介して連設された板状の上面部と、該上面部から折れ線を介して連設され、端部が底面部に固定された板状の内側部とが設けられた壁部と、を有し、上記外側部と内側部とが立設状態の場合に、隣接する壁部同士を係止可能で、また、壁部における外側部と内側部と上面部とが底面部と同一方向となるように折畳み可能であることを特徴とする。この第2の構成の収納箱においては、外側部と内側部と上面部とが底面部と同一方向となるように折畳み可能であるので、収納箱を全体的に平面状にすることができ、少ないスペースで保管や運搬をすることができる。また、収納箱に物品を収納する場合には、壁部を立設させて隣接する壁部同士を係止して組み立てる。そして、壁部と底面部とで囲まれた収納スペースに物品を収納する。この収納箱は壁部が外側部と内側部とで二重に形成されるので、優れた緩衝効果を得ることができる。

【0006】また、第3には、被収納物を収納する収納箱であって、略四角形状の板状の底面部と、該底面部の各辺から折れ線を介して連設された壁部と、を有し、該壁部が、該底面部の辺から折れ線を介して連設された板状の外側部と、該外側部の底面部が連設された辺と相対する辺から折れ線を介して連設された板状の上面部と、該上面部の外側部が連設された辺と相対する辺から折れ線を介して連設された板状の内側部と、を有し、少なくとも相対する一对の壁部において、内側部の上面部が連設された辺と相対する辺から折れ線を介して連設された板状の糊代部が設けられ、該糊代部が底面部に接着されていることを特徴とする。この第3の構成の収納箱においては、略四角形状の底面部の各辺から壁部が連設され、壁部には、外側部と上面部と内側部とが設けられているので、該外側部と上面部と内側部とを底面部と同一方向になるように折り曲げることにより収納箱全体を平面状に形成することができる。よって、少ないスペースで保管や運搬をすることができる。また、収納箱に物品を収納する場合には、壁部を立設させることにより、壁

部と底面部とで囲まれた収納スペースが形成され、この収納スペースに物品を収納することができる。この収納箱は壁部が外側部と内側部とで二重に形成されるので、優れた緩衝効果を得ることができる。

【0007】また、第4には、上記第2又は第3の構成において、底面部を介して相対する一对の壁部において、内側部の上端の両側に切込みが形成され、また、他の相対する一对の壁部において、上面部の両側に切込みが形成されていることを特徴とする。この第4の構成の収納箱においては、隣り合う壁部において、内側部に形成された切込みと上面部に形成された切込みとを係合させることにより壁部同士を係止して壁部の立設状態を固定することができる。また、第5には、上記第2又は第3の構成において、底面部を介して相対する一对の壁部において、内側部における上端の両側に切込みが形成され、また、他の相対する壁部においては、内側部の幅が上面部の両端部間の距離よりも小さく形成され、上面部の内側部の端部から突出した一对の領域に切込みが形成されていることを特徴とする。この第5の構成の収納箱においては、隣り合う壁部において、内側部に形成された切込みと上面部に形成された切込みとを係合させることにより壁部同士を係止して壁部の立設状態を固定することができる。また、第6には、上記第1から第5のいずれかの構成において、上面部の一部が切込みと折れ線によって下方に折曲可能とすることにより内側部と外側部間に凹部が形成され、さらに、該凹部形成位置における内側部に切欠きが形成されていることを特徴とする。この第6の構成の収納箱においては、内側部と外側部の間に凹部が形成され、内側部に切欠きが設けられているので、収納箱の収納スペースに収納された物品を容易に取り出すことができる。

【0008】また、第7には、上記第1から第6のいずれかの構成において、内側部と外側部間に該内側部と外側部間を連絡する連絡板部が設けられていることを特徴とする。この第7の構成の収納箱においては、連絡板部が設けられているので、内側部と外側部間の空間が維持され、箱全体の強度を高めることができる。また、第8には、上記第1から第6のいずれかの構成において、外側部と同一平面に位置する領域を切込みと折れ線によって、該内側部と外側部間を連絡する連絡板部と、該連絡板部から折れ線を介して連設される糊代部とが設けられることを特徴とする。この第8の構成の収納箱においては、糊代部を内側部に接着することにより、連絡板部が内側部と外側部間を連絡し、よって、内側部と外側部間の空間が維持され、箱全体の強度を高めることができる。また、外側部と同一平面に位置する領域を切込みと折れ線によって連絡板部と糊代部を形成するので、1枚の紙材等の板材から形成することができる。

【0009】

【発明の実施の形態】本発明の実施の形態としての実施

例を図面を利用して説明する。本発明に基づく収納箱Aは、図1、図2に示されるように構成され、全体に略筐状を呈し、断面は図2に示すように、略凹状を呈している。この収納箱Aには略筐状の収納部Sが設けられ、該収納部Sは四方を壁部K1～K4により囲まれている。

【0010】つまり、収納箱Aは、図1、図2に示すように、底面板部10と、壁部K1～K4を有している。この壁部K1～K4は、外側板部と内側板部と上面板部とを有し、この外側板部と内側板部とで二重に形成されている。例えば、壁部K1は、外側板部20と内側板部40と上面板部30とを有している。同様に、壁部K2は、外側板部22と内側板部42と上面板部32-1、32-2とを有し、また、壁部K3は、外側板部24と内側板部44と上面板部34とを有し、また、壁部K4は、外側板部26と内側板部46と上面板部36-1、36-2とを有している。ここで、外側板部20、22、24、26は上記外側部として機能し、内側板部40、42、44、46は上記内側部として機能し、上面板部30、32-1、32-2、34、36-1、36-2は上記上面部として機能する。

【0011】また、図1に示すように、壁部K2には凹部S1が設けられ、同様に、壁部K4には凹部S2が設けられている。また、内側板部42、46には、収納された物品の取出しを容易とするために切欠きが設けられている。また、壁部K1、K3の下部には凹部T1、T2が設けられている。

【0012】上記収納箱Aの展開状態について図3を使用して説明する。なお、図3において、基本的な、実線は外周線ないしは切込み線を示し、一点鎖線は山折り線を示し、二点鎖線は谷折り線を示すものとする。まず、底面部としての略四角形状の底面板部10が設けられている。

【0013】また、該底面板部10の右辺の方向には壁部K1を構成する各部材が連設されている。つまり、底面板部10の右辺からは外側板部20が設けられている。この外側板部20は、連絡板部20aと糊代部20bが設けられているため、平面視では全体として凹部状を呈している。連絡板部20aは外側板部20から折れ線を介して連設され、さらに、該連絡板部20aからは折れ線を介して略細長長方形形状の糊代部20bが連設されている。この連絡板部20aと糊代部20bとは凹部T1(図1、図2参照)を形成するためのものである。つまり、この連絡板部20aと糊代部20bとは、外側板部20と同一平面に位置する領域に切込みと折れ線を形成することにより設けられている。また、該外側板部20からは折れ線を介して上面板部30が連設されている。この上面板部30は略細長長方形形状を呈している。

【0014】また、該上面板部30からは折れ線を介して内側板部40が連設されている。この内側板部40は略長方形形状を呈し、内側板部40のX方向及びY方向の

長さは外側板部20と略同一である。また、内側板部40のY方向の端部の上面板部30との境界付近には切込み41a、41bが設けられている。つまり、立設状態では内側板部40の上端の両側に切込み41a、41bが設けられている。該切込み41aは壁部K2の上面板部32-2を嵌入させるためのものであり、該切込み41bは壁部K4の上面板部36-2を嵌入させるためのものである。また、該内側板部40からは折れ線を介して糊代部50が連設されている。この糊代部50は略台形形状を呈している。

【0015】また、該底面板部10の上辺の方向には壁部K2を構成する各部材が連設されている。つまり、底面板部10の上辺からは外側板部22が設けられている。この外側板部22は略長方形形状を呈している。また、外側板部22の上辺の両側からは折れ線を介して上面板部32-1、32-2が連設されている。この上面板部32-1、32-2の片側にはアールが設けられるとともに、切込み33a、33bが設けられている。該切込み33aは壁部K3の内側板部44を嵌入させるためのものであり、該切込み33bは壁部K1の内側板部40を嵌入させるためのものである。また、上面板部32-1からは折れ線を介して垂下片32aが設けられ、また、上面板部32-2からは折れ線を介して垂下片32bが設けられている。これらの垂下片32a、32bは略長方形形状を呈している。

【0016】また、該上面板部32-1、32-2からは折れ線を介して内側板部42が連設されている。この内側板部42のX方向の幅は上面板部32-1、32-2の両端部間の距離よりも小さく形成され、切込み33a、33bを形成する内側の辺と内側板部42のY方向の辺とは同一直線上となっている。この内側板部42には開口部42aが設けられ、全体として略凹部状を呈している。この開口部42aはアールが形成された四角形状を呈し、この開口部42aにより図1に示す切欠きが形成されることになる。なお、垂下片32a、32bと外側板部22、垂下片32a、32bと内側板部42とは切込みにより区画されている。また、該内側板部42からは折れ線を介して糊代部52が連設されている。この糊代部52は略台形形状を呈している。

【0017】また、該底面板部10の左辺の方向には壁部K3を構成する各部材が連設されている。これら各部材は上記の壁部K1を構成する各部材とほぼ対称に構成されている。つまり、底面板部10の左辺からは外側板部24が設けられている。この外側板部24は連絡板部24aと糊代部24bが設けられているため全体として凹部状を呈している。連絡板部24aは外側板部24から折れ線を介して連設され、さらに、該連絡板部24aからは折れ線を介して略細長長方形形状の糊代部24bが連設されている。この連絡板部24aと糊代部24bとは凹部T2(図2参照)を形成するためのものである。

つまり、この連絡板部 2 4 a と糊代部 2 4 b とは、外側板部 2 4 と同一平面に位置する領域を利用して形成されている。また、該外側板部 2 4 からは折れ線を介して略細長方形形状の上面板部 3 4 が連設されている。

【0018】また、該上面板部 3 4 からは折れ線を介して略長方形形状の内側板部 4 4 が連設されている。この内側板部 4 4 の X 方向及び Y 方向の長さは外側板部 2 4 と略同一である。また、内側板部 4 4 の Y 方向の端部の上面板部 3 4 との境界付近には切込み 4 5 a、4 5 b が設けられている。該切込み 4 5 a は壁部 K 2 の上面板部 3 2 - 1 を嵌入させるためのものであり、該切込み 4 5 b は壁部 K 4 の上面板部 3 6 - 1 を嵌入させるためのものである。また、該内側板部 4 4 からは折れ線を介して糊代部 5 4 が連設されている。この糊代部 5 4 は略台形形状を呈している。

【0019】また、該底面板部 1 0 の下辺の方向には壁部 K 4 を構成する各部材が連設されている。つまり、底面板部 1 0 の下辺からは略長方形形状の外側板部 2 6 が設けられている。また、外側板部 2 6 の下辺の両側からは折れ線を介して上面板部 3 6 - 1、3 6 - 2 が連設されている。この上面板部 3 6 - 1、3 6 - 2 の片側にはアールが設けられるとともに、切込み 3 7 a、3 7 b が設けられている。該切込み 3 7 a は壁部 K 3 の内側板部 4 4 を嵌入させるためのものであり、該切込み 3 3 b は壁部 K 1 の内側板部 4 0 を嵌入させるためのものである。また、上面板部 3 6 - 1 からは折れ線を介して垂下片 3 6 a が設けられ、また、上面板部 3 6 - 2 からは折れ線を介して垂下片 3 6 b が設けられている。これらの垂下片 3 6 a、3 6 b は略長方形形状を呈している。

【0020】また、該上面板部 3 6 - 1、3 6 - 2 からは折れ線を介して内側板部 4 6 が連設されている。この内側板部 4 6 の X 方向の幅は上面板部 3 6 - 1、3 6 - 2 の両端部間の距離よりも小さく形成され、切込み 3 7 a、3 7 b を形成する内側の辺と内側板部 4 6 の辺とは同一直線上となっている。この内側板部 4 6 には開口部 4 6 a が設けられ、全体として略凹部形状を呈している。この開口部 4 6 a はアールが形成された四角形状を呈し、この開口部 4 6 a により図 1 に示す内側板部 4 6 における切欠きが形成されることになる。なお、垂下片 3 6 a、3 6 b と外側板部 2 6、垂下片 3 6 a、3 6 b と内側板部 4 6 とは切込みにより区画されている。また、該内側板部 4 6 からは折れ線を介して略台形形状の糊代部 5 6 が連設されている。

【0021】次に、上記構成の収納箱 A の製造工程について説明する。まず、図 3 に示す展開状態を段ボール材から型抜きして形成する。段ボール材としては両面段ボール材が好ましい。そして、所定の折れ線により折り曲げた状態で、糊代部 5 0、5 2、5 4、5 6 と底面板部 1 0 とを接着する。つまり、外側板部 2 0 と上面板部 3 0 間の折れ線を折曲げ形成し、また、外側板部 2 2 と上

面板部 3 2 - 1、3 2 - 2 間の折れ線を折曲げ形成し、外側板部 2 4 と上面板部 3 4 間の折れ線を折曲げ形成し、また、外側板部 2 6 と上面板部 3 6 - 1、3 6 - 2 間の折れ線を折曲げ形成し、糊代部 5 0、5 2、5 4、5 6 の図 3 における表面と底面板部 1 0 の図 3 における表面とを接着する。また、上記のように折曲げ形成した状態で、糊代部 2 0 b の図 3 における表面と内側板部 4 0 の表面とを接着する。同様に、糊代部 2 4 b の図 3 における表面と内側板部 4 4 の表面とを接着する。以上のようにして、図 4 に示すような状態とする。

【0022】なお、この図 4 における状態では、外側板部 2 0、2 2、2 4、2 6 と内側板部 4 0、4 2、4 4、4 6 と上面板部 3 0、3 2 - 1、3 2 - 2、3 4、3 6 - 1、3 6 - 2 とが底面板部 1 0 と同一方向になり、収納箱 A が全体的に平面状になっているので、図 4 に示す状態で収納箱 A それ自体の保管や運搬を行うことができ、収納箱 A 自体の保管や運搬においてスペースを取ることがない。

【0023】次に、図 4 の状態の収納箱 A の組立てについて説明する。収納箱 A の組立てに当たっては、図 4 に示す状態から内側板部及び外側板部を立設させる。つまり、図 5 に示すように、内側板部や外側板部を立ち上がらせていく。そして、対応する切込み同士を係合させる。つまり、切込み 3 3 b と切込み 4 1 a を係合させ、切込み 3 3 a と切込み 4 5 a を係合させ、切込み 3 7 b と切込み 4 1 b を係合させ、さらに、切込み 3 7 a と切込み 4 5 b を係合させる。これにより、各壁部 K 1 ~ K 4 が固定されることになる。このように切込み同士を係合させるので、組立て状態が崩れるおそれがない。なお、内側板部や外側板部を立設させた状態では、図 2 に示すように、連絡板部 2 0 a、2 4 a が外側板部と内側板部間を連絡するようになる。よって、内側板部と外側板部間の空間が維持され、収納箱の強度を保つことができる。また、垂下片 3 2 a、3 2 b、3 6 a、3 6 b を下方に折り曲げて凹部 S 1、S 2 を形成する。以上のように、非常に簡単な操作で収納箱 A を組み立てることができる。

【0024】また、上記のようにして組み立てられた収納箱 A の使用状態について説明する。使用に当たっては、収納部 S に物品を収納して使用する。また、収納された物品を取り出すには、凹部 S 1、S 2 が設けられ、また、内側板部 4 2、4 6 に切欠きが設けられているので、凹部 S 1、S 2 に指を入れることにより物品を容易に取り出すことができる。

【0025】なお、上記の説明においては、各壁部に糊代部 5 0 ~ 5 6 が設けられ、この糊代部 5 0 ~ 5 6 が底面板部 1 0 に接着されるものとして説明したが、相対する一対の壁部にのみ設けられていてもよい。つまり、糊代部 5 2、5 6 は省略してもよい。

【0026】また、内側板部 4 2、4 6 には開口部 4 2

a、46aを設けるものとして説明したが、この開口部の部分の部材も残して内側板部42、46と外側板部22、26間の支持片としてもよい。つまり、例えば、開口部42aにおいては、この開口部42aの領域の部材を残して、図6に示すように、谷折りの折れ線43a、43bにより内側板部42と外側板部22とを連絡する連絡板部43を設けて、さらに強度を向上させるようにしてもよい。なお、片部43cは外側板部と接することになる。

【0027】

【発明の効果】本発明に基づく収納箱によれば、収納箱を全体的に平面状にすることができ、少ないスペースで保管や運搬をすることができる。また、この収納箱は壁部が外側部と内側部とで二重に形成されるので、優れた緩衝効果を得ることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施例に基づく収納箱を示す斜視図である。

【図2】図1におけるX-X断面図である。

【図3】本発明の実施例に基づく収納箱の展開状態を示す展開図である。

\*【図4】本発明の実施例に基づく収納箱の折畳み状態を示す斜視図である。

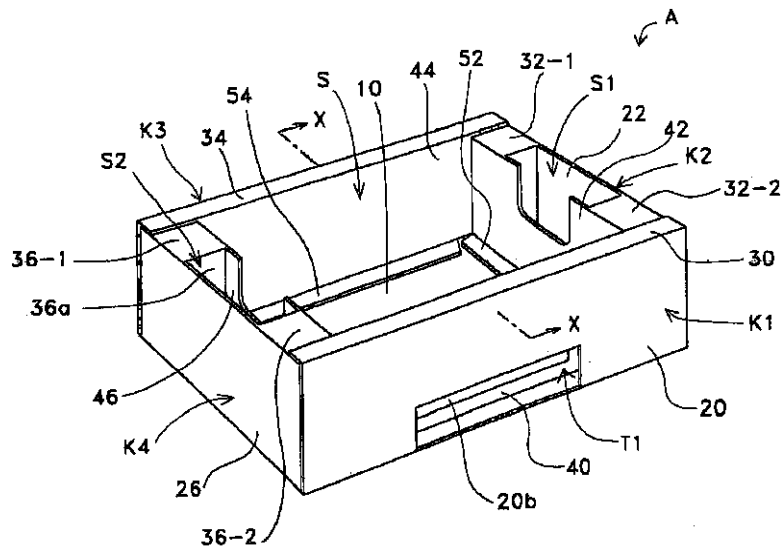
【図5】本発明の実施例に基づく収納箱の組立て過程を示す斜視図である。

【図6】本発明の他の実施例に基づく収納箱を一部破断して示す部分展開図である。

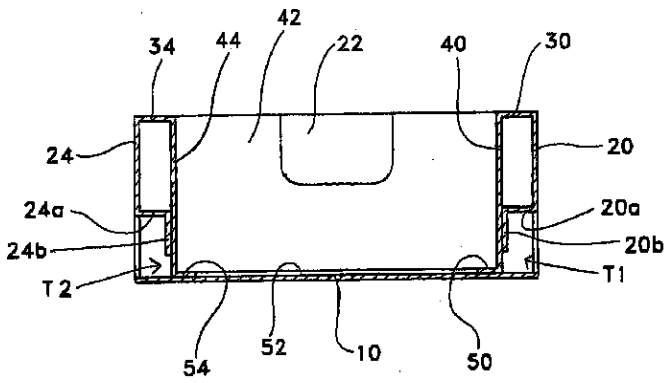
【符号の説明】

- A 収納箱  
 K1、K2、K3、K4 壁部  
 S 収納部  
 S1、S2 凹部  
 10 底面板部  
 20、22、24、26 外側板部  
 20a、24a 連絡板部  
 20b、24b 糊代部  
 30、32-1、32-2、34、36-1、36-2  
 上面板部  
 40、42、44、46 内側板部  
 42a、46a 開口部  
 50、52、54、56 糊代部

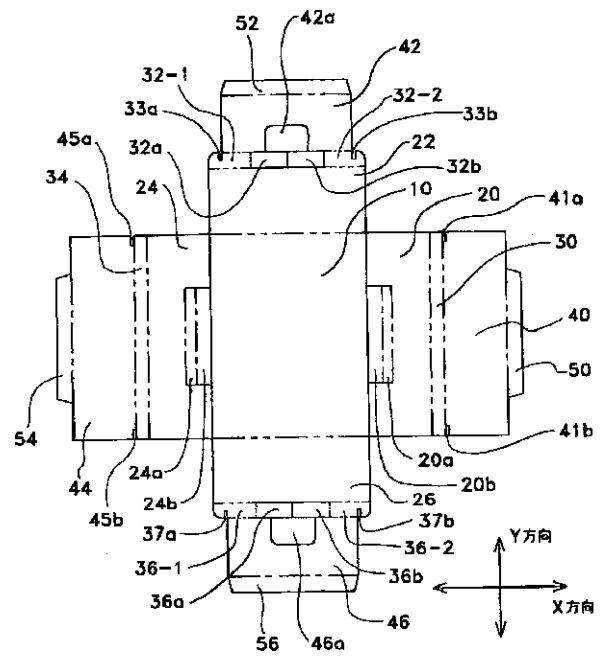
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

